

アイムの家 ここがポイント

アイムの家の家づくりのポイントはこちらにあります！！

Point 1

省令準耐火構造

火災にも強い住まいを、全てのお客様に！！

○火災に強い省令準耐火構造認定

「省令準耐火構造」とは、「外部からの延焼防止」、「各室防火」、「他室への延焼遅延」といった、3つの考えに基づいた対策が施された住宅構造を指します。木造の建築物であっても、万が一の火災時に退避時間を十分に確保できる性能を公的に認められた構造です。

○火災保険料も半額以下

省令準耐火構造は高い耐火性能を持つ事が認められているため、保険会社にとってもリスクが少なく、一般の木造軸組住宅と比べて火災保険料が半額以下となります。

ポイント1

隣家などから火をもらわない

隣家からのもらい火による火災に備えて、屋根や外壁、軒裏を防火性の高い構造とします。屋根を市街地での火災を想定した火の粉による建築物の火災を防止できるように不燃材料で葺くことになっています。

ポイント2

火災が発生しても部屋から火を出さない

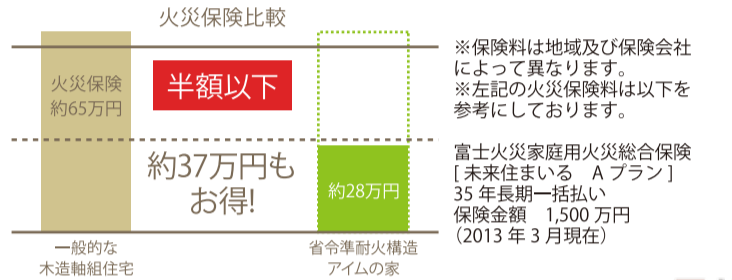
火災を最小限に食い止めるためには、発生源と他の部分とを完全に区切る「防火区画化」が重要となります。各部屋を区画する構造とすることで、火が他室に燃え広がりにくくなっています。

ポイント3

万一が一部屋から火が出ても延焼を遅らせる

内部で火災が起こった際、壁の内側や天井裏を伝わって火が燃え広がってしまいます。火が住宅全体に広がりにくくするため、火災の通り道となる壁や天井内部の要所に木材やファイヤーストップ材を設けます。

安い	↑	↓	高い
火災保険料			
M 構造			コンクリート造建物・コンクリートブロック造建物・れんが造建物・石造建物に該当する共同住宅・耐火建築物の共同住宅
T 構造			コンクリート造建物・コンクリートブロック造建物・れんが造建物・石造建物・鉄骨造建物・耐火建築物・準耐火建築物・ 省令準耐火建物
H 構造			木造建物・土蔵造建物等、上記 M・T 構造に該当しないもの



Point 2

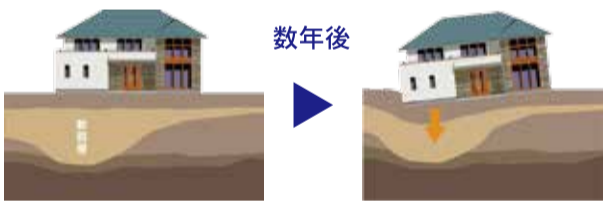
地盤保証



確かな地盤の調査解析と品質保証で安心を。

ジャパンホームシールドが提供する、地盤サポートシステムです。地盤サポートシステムとは、始めから万が一に備える「補償」ではなく、高い技術力で不同沈下しない地盤品質を「保証」することです。不同沈下とは、家を建てた土地が軟弱地盤の場合、地盤が家の重さに耐えられずに不均等に沈下することをいいます。資産価値の低下を招くだけでなく、健康への悪影響を与えることもあるこの現象が起こることのないよう、地盤調査を行い、その調査結果をはじめジャパンホームシールドの保有する膨大な蓄積データを基に、解析エンジニア陣が独自の解析フローを駆使して地盤判定を行います。さらに設計支援では、判定結果に基づき、土地状況・性質に最適な基礎・地盤設計を提案します。

<不同沈下イメージ>



1 調査

地形や立地条件から土地状況を読み、地盤の強さを調べます

地盤の耐力は、法令に準じた3項目8要素で徹底的に検証します。

地盤の耐力	3項目	8要素
	地盤の強さ	1 長期許容応力度の算出
	地盤のバランス	2 軟弱層の厚さのバランス
地盤の沈下・変形	3 盛土・埋め戻し土の厚さや時期	4 盛土・埋め戻し土の締め具合
		5 SWS試験結果
		6 土の種類による沈下特性
		7 近隣の状況
		8 計算による沈下量と傾き

2 解析

調査結果をもとに、その土地に適したプランをご提案します。

調査で収集したデータのみならず、地形地質・土地条件等から過去の解析実績によるノウハウを駆使し、徹底的に解析します。その結果をもとに、その土地に適した基礎仕様をご提案いたします。

3 対策

解析の結果、軟弱地盤と判定した場合、土地状況に応じた基礎仕様の提案や地盤補強工事を提案および実施します。

地盤の状況に応じてご提案	直接基礎	表層地盤改良工法	湿式柱状改良工法	小口径鋼管工法
--------------	------	----------	----------	---------

4 品質保証

不同沈下しない地盤をお約束

ジャパンホームシールドの定める品質基準に合格致しますと、基礎着工日には始まり、お引渡し日から10年間の品質保証が受けられます。



Point!

解析結果により、地盤補強工事が無い土地に関しても、同様の品質保証を受けることができます！

Point 3

住宅瑕疵保険

JIOわが家の保険



「JIOわが家の保険」とは住宅瑕疵担保履行法に定められた、新築住宅を購入する消費者を守る保険です。

住宅瑕疵担保履行法に基づく新築住宅の保険として第三者機関 JIO（日本住宅保証検査機構）が提供するものです。個々の新築住宅ごとに住宅業者が加入する保険となりますので、住宅取得者様がお申込みいただく必要はありません。保険期間は10年間となり、その期間中に床の傾斜や雨漏り等、保険の対象となる不具合（瑕疵）が発生した場合、住宅事業者が補修するのにかかった費用が保険金として住宅業者に支払われます。万一、住宅業者が倒産した場合でも、住宅取得者様が直接 JIO に保険金の請求ができますので、安心して快適な生活をお送りいただけます。

ご存知ですか？消費者を守る2つの法律

何か不具合があったら建設・販売した住宅事業者が直します。

法律その1

住宅品質確保法
(住宅の品質確保の促進等に関する法律)

新築住宅に不具合（瑕疵）があった場合には、住宅業者が費用を負担し、直すことが住宅品質確保法により義務付けられています。（瑕疵担保責任）

- 保証されるのは、基礎や柱等の構造上主要な部分と、外壁や屋根等の雨水の浸入を防止する部分です。
- 保証される期間は10年間です。

不具合を直す費用は保険が供託で確保されているので安心です。

法律その2

住宅瑕疵担保履行法
(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)

万一、不具合（瑕疵）が発生しても確実に補修できるように、事業者が補修費用を「保険」か「供託」により確保することが瑕疵担保履行法により義務付けられています。

- 保証される部分と期間は、住宅品質確保法と同じです。
- 住宅事業者が倒産等の場合は、住宅取得者がこの費用を請求できます。

保険対象となる新築住宅の部分

雨水の浸入を防止する部分

屋根等からの雨水の浸入

外壁等からの雨水の浸入

開口部

構造耐力上主要な部分

基礎

柱

壁

床

屋根材

断熱材

土台

基礎

保険の対象となるのは住宅品質確保法に定められた、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分です。具体的には柱や基礎等、不具合があると住宅の強度が低下してしまう部分や屋根や外壁等きちんと防水処理をしていないと雨水が浸入してしまう部分です。

「JIOわが家の保険」のポイント

第三者機関による「安心の住宅保証」

お客様が安心できる住まいをご提供するために、公正中立な第三者機関がこれから建築される住宅を検査する JIO（日本住宅保証検査機構）システムを採用、構造が見えなくなる前に、資格を持った専門家が構造をしっかりチェック。そしてお引渡しより10年間の保証を致します。ミスや手抜きによる欠陥住宅を未然に防ぎ、安心の住まいを提供しています。

お引渡し後も安心「アフターハウス点検」

新しく建てた我が家。長く快適にお住まい頂くためには住みはじめからの定期的な点検やアフターメンテナンスが大切になります。そのため第三者機関 JIO の検査員がお引渡し後の住宅を訪問し、外壁の劣化状況、住まいの設備、建具や内装について、日常の使い勝手や不満な点、欲しい機能や設備をチェックリストに基づき聞き取りします。その結果を受け、弊社が、適切なメンテナンスを行う仕組みです。

点検時期	点検内容
お引渡し後 6ヶ月・12ヶ月・24ヶ月	外部 おもに外壁 内部 水廻り等8項目

保証の流れ

